

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：当初設計額 192 百万円、変更後設計額 161 百万円、請負金額 146 百万円
- ⑤ 支出額：146 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：事故繰越 103 百万円
- ⑦ 着工日：令和 3 年 9 月 7 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 3 月 24 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：あり
- ⑩ 設計変更の有無：あり
- ⑪ 補助金の有無：あり
- ⑫ 前払いの有無：あり 68 百万円
- ⑬ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第 8 条の 2 において、受注者は健康保険法（第 48 条）、厚生年金保険法（第 27 条）及び雇用保険法（第 7 条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。この点に関して、千葉県の複数の土

木事務所等の事務を確認したところ、元請業者から下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を入手し、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかの確認が概ね実施されていた。

しかし、本工事の下請業者選定に係る関係書類を閲覧したところ、法定福利費が内訳明示された見積書が綴じられていたものの、ほとんどの見積書は金額がマスキングされており金額を確認することができなかった。そこで、銚子土木事務所に対して別途見積書の金額を確認しているのかどうか質問したところ、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。また、千葉県建設工事適正化指導要綱第12条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」の規定に基づく施工体制等点検表に、法定福利費に関する確認項目はありません。」との回答であった。実際に見積書を手入しておきながら、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。」という回答をすることには違和感があるが、要するに、銚子土木事務所では、元請業者から提出された下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかについて確認すること等によって、下請業者の法定福利費が必要経費として適切に確保されているかどうかを確認することは行っていないことが伺える。

しかし、元請業者が下請業者との契約に当たり、「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けられている（千葉県建設工事適正化指導要綱）にもかかわらず、元請業者がこの義務を履行しているかどうかを発注者が何ら確認しないというのは適当ではない。元請業者が下請業者の法定福利費を必要経費として適切に確保しているかどうかについて、発注者が証拠書類の提出を求めて確認を行うことで、元請業者に対する牽制機能が発揮され、千葉県建設工事適正化指導要綱が求める雇用条件等の改善施策の実効性が担保されるものと考えられる。金額がマスキングされた状態ではこのような確認はできないため、マスキング前見積書等の提出を元請業者に求める必要がある。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等（金額をマスキングしていないもの）を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

3 県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所

印旛土木事務所所管の道路に係る工事については、以下の3件の事業において、同様の現状・問題点が確認されたことから、一括して一項目で取り扱う。

ア 県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線 八街市
八街に

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）

（1）概要

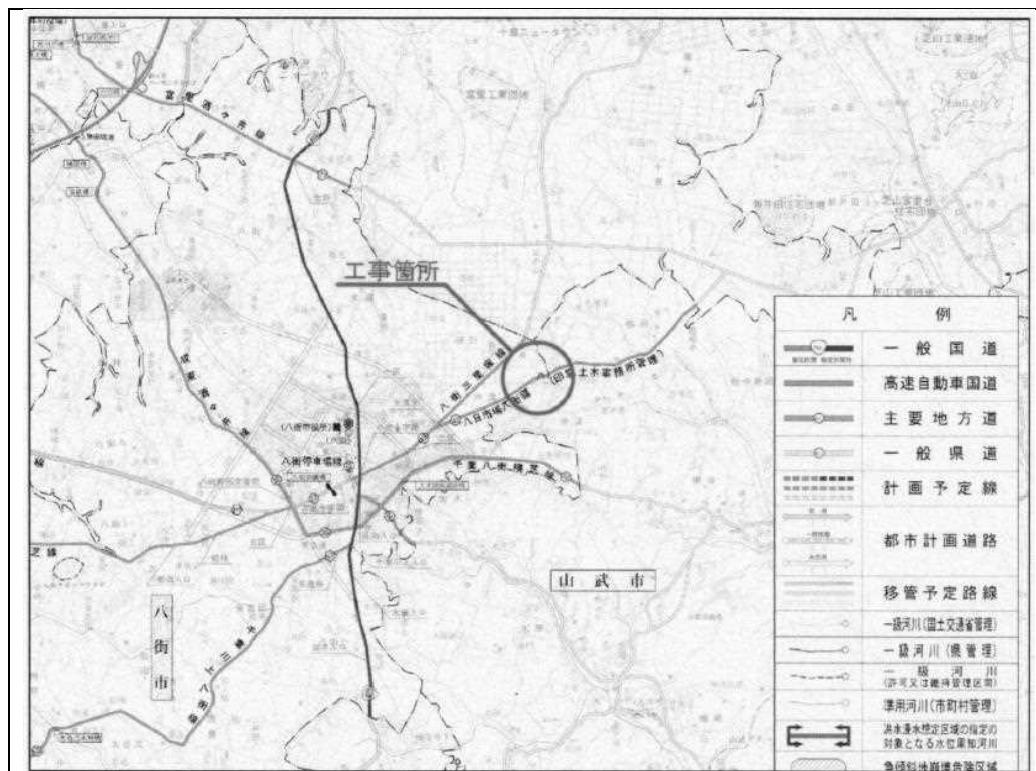
ア 県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線 八街市
八街に

① 事業の必要性

主要地方道八日市場八街線の八街市八街に地先では必要路盤厚が確保されておらず、さらに近年の大型車交通の増加に伴い、舗装状態が悪くなっている。

また、道路両側に側溝が敷設されておらず大雨時には冠水することから、道路打換え工と側溝工を施工するものである。

【本工事の工事箇所】



出典：印旛土木事務所提出資料

② 工事内容*

工事延長 L=199m

幅員 W=5.28m～5.52m

道路打換え工 A=807 m²

オーバーレイ工（表層） A=807 m²

側溝工 L=330m

※他の工事内容については、令和5年3月末時点の工事内容になっているが、以下の「現状・問題点」に令和5年3月末以降の記載があるため、令和5年10月30日時点、工事内容を記載している。

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 31 百万円、変更設計額 40 百万円、請負金額 36 百万円

⑤ 支出額：36 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：17 百万円

⑦ 着工日：令和4年12月15日

⑧ 完了日：令和5年10月30日

- ⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 11百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

① 事業の必要性

印旛土木事務所管内の八街市及び山武市の一部において、緊急的な事象に対応するため、舗装の穴埋めや側溝補修等を行うものである。

② 工事内容

切削オーバーレイ工 5か所
 アスファルト舗装補修工 一式
 側溝補修工 一式

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 39 百万円、変更設計額 49 百万円、請負金額 48 百万円

⑤ 支出額：48 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和4年7月22日

⑧ 完了日：令和4年12月28日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：あり 15 百万円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）

① 事業の必要性

印旛土木事務所管内の印西市の東部（旧印旛村、旧本埜村）と印旛郡栄町において、緊急的な事象に対応するため、舗装の穴埋めや側溝補修等を行うものである。

② 工事内容

切削オーバーレイ工 4か所
アスファルト舗装補修工 一式
伐採工 一式

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 37 百万円、変更設計額 47 百万円、請負金額 42 百万円

⑤ 支出額：42 百万円

⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和 4 年 10 月 1 日

⑧ 完了日：令和 5 年 3 月 24 日

⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：なし

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項を述べることとする。

① 契約変更の時期について（指摘）

【現状・問題点】

千葉県道路工事全般について言えることであるが、工事の設計変更等によって請負金額が変更となることが工期の中途において明らかになった場合であっても、その時点においては請負金額の変更契約は行っておらず、工期末において金額が完全に確定する時点になって初めて請負金額の変更契約を行うことが慣例化している。

これは、本来であれば、設計変更に伴う契約変更はその都度行うべきであるところ、工事において軽微な設計変更やそれに伴う請負金額の変更は頻繁に起こることから、その都度契約変更を行っては事務が煩雑となり効率性が著しく害

されることになる。そこで、千葉県では、『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)設計変更手続の明確化 令和3年1月 千葉県県土整備部』(本項において、以下「ガイドライン」という。)において、次のとおり、工期末にまとめて契約変更を行うことができる旨を規定している。

【ガイドラインにおける契約変更の例外規定】

設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。

なお、特に重要な変更等が伴う変更契約の時期は、受注者への指示又は通知の後、速やかに契約変更を行うものとする。

出典：土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
設計変更手続の明確化 令和3年1月 千葉県県土整備部

なお、「特に重要な変更等が伴う」場合として、ガイドラインでは、「変更後の請負金額が、当初請負金額の20パーセント又は4千万円を超えるもの」を挙げている。したがって、設計変更に伴う請負額の変更が当初請負金額の20パーセントを超えるような場合については、原則に立ち返って「速やかに契約変更を行う」ことが必要である。

ア 県単舗装道路修繕工事(八街に道路打換え工)(主)八日市場八街線 八街市八街に

単舗装道路修繕工事(八街に道路打換え工)(主)八日市場八街線 八街市八街に(本項において、以下「本工事」という。)の関係書類を閲覧したところ、令和4年12月14日付で請負金額2,835万8千円、工期令和4年12月15日～令和5年3月24日の建設工事請負契約を締結しているが、次のとおり工期変更を繰り返している。

【本工事の工期変更の履歴】

区分	工期延期 発議年月日	(変更後) 工期	変更理由
当初契約	—	令和4年12月15日 ～令和5年3月24日	—
第1回 変更契約	令和5年3月10日	令和4年12月15日 ～令和5年6月30日	山武市及び八街市が別に発注する近接工事との迂回路

			等の調整に不測の日数を要したため。
第2回 変更契約	令和5年6月1日	令和4年12月15日 ～令和5年9月30日	関係地権者との調整に不測の日数を要しており、工事開始が困難であることから工事を一時中止したため。
第3回 変更契約	令和5年9月1日	令和4年12月15日 ～令和5年10月30日	地元住民との調整の結果、当該箇所は大雨時に冠水が頻繁に発生し、かつ側溝が両側に敷設されていないことから、施工範囲及び施工延長を変更することとしたことにより、施工数量が増工したため。

出典：工事打合せ簿に基づき監査人作成

ここで、上記の第3回の工期変更に先立って、令和5年8月1日に、印旛土木事務所から受注者に対して、施工範囲及び施工延長を変更することが指示されているが、この時点で、請負金額が約600万円増額する見込みである旨が、工事打合せ簿に記録されている。なお、600万円の増額は、当初請負金額である2,835万8千円の20パーセントを超える変更にあたる。

しかし、第3回変更契約については、工期変更のみの契約であり、請負金額の変更は行われていない。請負金額の変更については、実際に工事が完了した令和5年10月30日付で初めて変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和5年8月1日時点の設計変更によって当初請負金額の20パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があったところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和5年10月30日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には2週間以内又は20日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも3か月近くが経過しながら「速やかに」締結したということとはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については合規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）（本項において、以下「本工事」という。）の関係書類を閲覧したところ、令和4年7月21日付で請負金額3,850万円、工期令和4年7月22日～令和4年11月30日の建設工事請負契約を締結しているが、令和4年9月12日の工事指示の時点で契約額をオーバーすることとなり、さらに、令和4年11月4日の工事指示の時点で変更後の請負額が当初請負額の20パーセントを超えることとなった。

【工事指示と発生見込額の推移】

指示日	工事内容	発生見込額 (円)	見込額累計 (円)	当初請負金額 に占める比率
R4. 7. 25	舗装工	9,369,800	9,369,800	24.3%
R4. 8. 19	路盤打ち換え工	2,955,700	12,325,500	32.0%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	3,170,200	15,495,700	40.2%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	6,596,700	22,092,400	57.4%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	5,397,700	27,490,100	71.4%
R4. 8. 23	舗装工	310,200	27,800,300	72.2%
R4. 8. 23	側溝工	161,700	27,962,000	72.6%
R4. 8. 25	板柵工等	1,477,300	29,439,300	76.5%
R4. 8. 29	土砂撤去等	3,480,400	32,919,700	85.5%
R4. 9. 12	切削オーバーレイ工等	5,847,600	38,767,300	100.7%
R4. 11. 4	歩道打ち換え工	4,423,100	43,190,400	112.2%
R4. 11. 4	切削オーバーレイ工	3,202,100	46,392,500	120.5%
R4. 11. 7	土砂撤去	502,700	46,895,200	121.8%
R4. 11. 7	土砂撤去	193,600	47,088,800	122.3%

出典：印旛土木事務所提出資料に基づき監査人作成

さらに本工事については、追加業務の発生による工期の変更が発生しており、令和4年11月28日付で、工期を令和4年12月30日まで延期する変更契約を締結している。しかし、当該変更契約については、あくまで工期を変更するだけの契約であり、この時点で請負金額の変更は行われていない。そして、実際に工事が完了した令和4年12月28日の前日である令和4年12月27日付で初めて請負金額の変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和4年11月4日時点の設計変更に

よって当初請負金額の 20 パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があったところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和 4 年 12 月 27 日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には 2 週間以内又は 20 日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも 50 日以上が経過しながら「速やかに」締結したということはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については合規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その 7）

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その 7）（本項において、以下「本工事」という。）の関係書類を閲覧したところ、令和 4 年 9 月 30 日付で請負金額 3,375 万 9 千円、工期令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 25 日の建設工事請負契約を締結しているが、令和 5 年 2 月 6 日の工事指示の時点で変更後の請負額が当初請負額の 20 パーセントを超えることとなった。

【工事指示と発生見込額の推移】

指示日	工事内容	発生見込額 (円)	見込額累計 (円)	当初請負金額 に占める比率
R4. 10. 26	歩道部土砂撤去	584, 100	584, 100	1. 7%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	5, 428, 500	6, 012, 600	17. 8%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	5, 953, 200	11, 965, 800	35. 4%
R4. 11. 14	法面保護工	1, 888, 700	13, 854, 500	41. 0%
R4. 11. 14	車道部土砂撤去	1, 344, 200	15, 198, 700	45. 0%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	4, 508, 900	19, 707, 600	58. 4%
R4. 11. 14	路肩舗装	465, 300	20, 172, 900	59. 8%
R4. 11. 16	伐採	790, 900	20, 963, 800	62. 1%
R4. 11. 29	雨水排水管調査及び畦 畔補修	237, 600	21, 201, 400	62. 8%
R4. 12. 13	ブロワー室修繕	198, 000	21, 399, 400	63. 4%
R4. 12. 13	車道部土砂撤去	2, 115, 300	23, 514, 700	69. 7%
R4. 12. 15	凍結防止対策	1, 523, 500	25, 038, 200	74. 2%